



埼玉県報

第 89 号
令和 2 年(2020 年)
3 月 17 日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則（県立学校人事課）
- 埼玉県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則（県立学校人事課）
- 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則（警務課）
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）

告示

- 埼玉県川口地方庁舎ほか 16 施設で使用する電気に関する落札者等の公示（管財課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 家畜伝染病予防法第 5 条に基づく検査の実施（畜産安全課）
- 家畜伝染病予防法第 6 条第 1 項の規定による告示（畜産安全課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 和光都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 和光都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 建築士免許の取消し（建築安全課）
- 県道保谷志木線の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 県道練馬所沢線の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 県道飯田橋石神井新座線の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 一般国道 125 号の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 一般国道 125 号の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 県道砂原北大桑線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道砂原北大桑線の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 一般国道 125 号の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 一般国道 125 号の占用を制限する区域の指定（杉戸県土整備事務所）
- 県道東門前蓮田線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 技能教育のための施設の廃止（高校教育指導課）

○ 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

規 則

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月十七日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第五号

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立特別支援学校管理規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号）の
一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

（副校長）

第七条の二 教育委員会が指定する学校に、副校長を置く。

2 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月十七日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

埼玉県教育委員会規則第六号

埼玉県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成三十一年埼玉県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十七条の六」を「第四十七条の五」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月17日

埼玉県公安委員会委員長 野瀬 清 喜

埼玉県公安委員会規則第3号

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる

司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年埼玉県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2号中「刑事部組織犯罪対策局長、刑事部参事官」を「刑事部参事官（統括）、刑事部組織犯罪対策局長」に改める。

附 則

この規則は、令和2年3月19日から施行する。

規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月十七日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七―一〇二五

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一警察本部の部中「警察署長（浦和、浦和東）」を「警察署長（浦和）」に改める。

附 則

この規則は、令和二年三月十九日から施行する。

告 示

埼玉県告示第二百十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年三月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び予定数量

埼玉県川口地方庁舎ほか16施設で使用する電気 予定使用電力量1,127,436キロワット時（電灯797,754キロワット時及び動力329,682キロワット時）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部管財課電気施設担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和2年1月9日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社エネット 東京都港区芝公園2丁目6番3号

5 落札金額

29,258,582円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年11月22日

告 示

埼玉県告示第二百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ新新座店

埼玉県新座市中野二丁目二千七十一番外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 屋外広告物について

集客促進等のための貼り紙、貼り札、立看板等の屋外広告物又はこれを掲出する物件のうち、屋外広告物法第7条第4項に規定する容易に取り外し、又は移動させることができるものの表示又は設置をしないでください。

(2) 照明目的以外に漏れ出す光について

サーチライト等の照明目的以外に漏れ出す光や必要がない光を少なくし、不要な光の氾濫を起ささないよう配慮してください。また、近隣住民からの苦情等があった場合には、誠実に対応するよう努めてください。

(3) 交通安全対策等について

通勤・通学時間帯の工事車両の出入りは自粛し、工事中においては工事関係者の駐車場を確保し、周辺道路に路上駐車等のないよう工事関係者に周知徹底を図るとともに、車両誘導員を配置し交通安全に万全を期してください。開業後においては交通事故・交通渋滞等が生じないように必要に応じて交通誘導員を設置するなど、交通安全に万全を期するとともに、周辺に路上駐車・駐輪することのないよう利用者及び従業員に周知徹底をお願いします。また、経路図以外への車両の進入を抑制する対策（看板等）を講じ、交通事故・交通渋滞等が生じないよう万全を期してください。

(4) 交通安全施設について

車両の出入りに対する安全対策として、施設への車両の出入口を限定するとともに、見通しを確保してください。その他の境界は、車両の出入りを禁止するためガードパイプ等、高さのあるものを設置してください。また、出入口の事故防止のため、敷地内に一時停止を促す標示を設置してください。

(物流車出口を含む)

二 縦覧期間

令和二年三月十七日から令和二年四月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告示

埼玉県告示第二百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ダイレックス川越的場店

埼玉県川越市大字的場字六畑八百三十一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- 看板等により入口・出口を明確にしてください。
- 事故防止等のため、出入口付近での見通しの確保をお願いいたします。
- 防犯カメラを設置する場合には「川越市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿った運用をお願いいたします。
- 防犯上の観点から、開店中の敷地内は定期的に巡回し、異常の有無を確認してください。
- 閉店時駐車場に係りの無い車両が入り込んだり、少年のたまり場とならないよう対策を実施してください。
- 強盗事件等が発生した場合等の緊急時に備えた対応を従業員に周知してください。
- 図面3「建物配置図及び1階平面図」では、県道からの出入りを左折イン・左折アウトとしておりますが、右折進入防止対策として、入口部への看板設置のみでは、実際、右折侵入車を防げるか問題であります。同所車道幅員が狭いため、右折車の滞留による渋滞と右折直進車の事故が懸念されます。また、対面するベルク等の客の乱横断も懸念されるため、繁忙時間帯などは交通誘導員の配置の検討をお願いします。
- 児童・生徒の登下校等での安全が十分確保されるよう、配慮した上での対応をお願いします。

二 縦覧期間

令和二年三月十七日から令和二年四月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第二百二十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

令和二年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 実施の目的

イ 牛のブルセラ病、結核病、ヨ―ネ病、伝達性海綿状脳症、牛ウイルス性下痢・粘膜病及び牛白血病、馬の馬伝染性貧血及び馬パラチフス、蜜蜂の腐蛆病並びに豚のオーエスキ―病及び豚繁殖・呼吸障害症候群の発生の予防

ロ 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱、豚の豚熱及びアフリカ豚熱並びに家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生の予察

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

イ 一のイに係る検査

(1) ブルセラ病、結核病及びヨ―ネ病

県内で飼育している牛のうち、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。五のイにおいて「省令」という。）第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(2) 伝達性海綿状脳症

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛の死体でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(3) 牛ウイルス性下痢・粘膜病及び牛白血病

県内で飼育している牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(4) 馬伝染性貧血及び馬パラチフス

県内で飼育している馬でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(5) 腐蛆病

県内で飼育している蜜蜂でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(6) オーエスキー病及び豚繁殖・呼吸障害症候群

県内で飼育している豚でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ロ 一の口に係る検査

(1) アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱

県内で飼育している牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(2) 豚熱及びアフリカ豚熱

県内で飼育している豚でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(3) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

県内で飼育している家さんでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

四 実施の期日

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において実施の対象となる家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日

五 検査の方法

イ ブルセラ病、結核病、ヨーネ病及び伝達性海綿状脳症

省令別表第一に定める方法

ロ 牛ウイルス性下痢・粘膜病

(1) 中和試験検査

(2) その他の検査

ハ 牛白血病

(1) エライザ法による検査

(2) その他の検査

ニ 馬伝染性貧血

(1) エライザ法による検査

(2) 寒天ゲル内沈降反応検査

(3) その他の検査

ホ 馬パラチフス

(1) 凝集反応検査

(2) その他の検査

へ 腐蛆^そ病

(1) 臨床検査

(2) その他の検査

ト オーエスキー病

(1) エライザ法による検査

(2) ラテックス凝集反応検査

(3) その他の検査

チ 豚繁殖・呼吸障害症候群

(1) エライザ法による検査

(2) その他の検査

リ アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱

(1) 中和試験検査

(2) その他の検査

ヌ 豚熱

(1) 臨床検査

(2) エライザ法による検査

(3) その他の検査

ル アフリカ豚熱

(1) 臨床検査

(2) その他の検査

ヲ 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

(1) ウイルス分離検査

(2) 血清抗体検査

(3) その他の検査

六 その他

実施に関する細目については、実施の対象となる家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の指示による。

告 示

埼玉県告示第二百二十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、豚及びいのししの所有者に対し、次のとおり実施する監視伝染病の注射を受けることを命ずる。

令和二年三月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 実施の目的
豚熱の発生の予防
- 二 実施する区域
県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
県内で飼育している豚及びいのししでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの
- 四 実施の期日
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日
- 五 注射の方法
皮下又は筋肉内注射
- 六 その他
実施の細部については、当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の指示による。

告 示

埼玉県告示第二百二十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一―十五―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

行田市大字持田字東谷三百四十七―一 外十三筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三十七・二立方メートル

告 示

埼玉県告示第二百二十三号

和光市から和光都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和二年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第二百二十四号

和光市から和光都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和二年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第二百二十五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

令和二年三月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 免許の取消しをした年月日

令和二年三月九日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

宮村 優

三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 第二号に掲げる者の登録番号

第八八三〇号

五 免許取消しの理由

建築士法第九条第一項第二号による

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十七日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原秀行

保谷志木線	路線名
新座市栗原一丁目三二六番二地先から 同市栗原一丁目三二六番六地先まで	供用開始の区間
令和二年三月十七日	供用開始の期日
平成二十四年七月十七日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十三号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一八・七九メートル	備考

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十七日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相 原 秀 行

練馬所沢線	路線名
新座市栗原三丁目二八二番四地先から 同市栗原三丁目二八一番一〇地先まで	供用開始の区間
令和二年三月十七日	供用開始の期日
平成二十四年七月十七日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十四号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長七八・〇四メートル	備考

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十七日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原秀行

飯田橋石神井新座線	路線名
新座市栗原三丁目二六〇番六地先から 同市栗原三丁目二八〇番三地先まで	供用開始の区間
令和二年三月十七日	供用開始の期日
平成二十四年四月 二十七日付け埼玉県 朝霞県土整備事務 所長告示第十一号 で告示した道路予定 区域の一部供用開始 である。 延長九九・八四メー トル	備考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十五号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
三三番一地先まで	加須市北大桑字宮下五一六番三 地先から同市南大桑字川面三七	区 間
四三・二〇	二七・八六	敷地の幅員 (メートル)
一一〇〇・〇〇		延長 (メートル)
予定区域の一部変更である。	平成二十二年七月三十日付け行田県 土整備事務所長告示第十二号の道路	備 考

告示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 根岸幸司

百二十五号	路線名
加須市豊野台二丁目七八九番七地先から加須市南大桑字川面三七三三番一地先まで	供用開始の区間
令和二年三月二十日 (午後三時)	供用開始の期日
平成二十二年七月三十日付け行田県土整備事務所長告示第十二号及び令和二年三月十七日付け行田県土整備事務所長告示第三号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長三〇一〇・〇〇メートル	備考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 砂原北大桑線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
加須市阿佐間字芝六二番一地从 から同市北大桑字宮下六〇二番 八地先からまで		区 間
一三・六六〇 一九・七〇	一三・四二〇 一四・五〇	敷地の幅員 (メートル)
三六八・四六		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

砂原北大桑線	路線名
加須市阿佐間字芝六二番一地 先から同市北大桑字宮下六〇 二番八地先まで	供用開始の区間
令和二年三月二十日	供用開始の期日
令和二年三月十七日付け行田県土整備 事務所長告示第五号で告示した道路予 定区域の供用開始である。 延長三六八・四六メートル	備考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

路 線 名	一般国道百二十五号
供 用 開 始 の 区 間	久喜市高柳字溜井二三七六番一地先から同市高柳字溜井二九〇五番一地先まで
供 用 開 始 の 期 日	令和二年三月二十日 午後三時
備 考	平成二十二年十一月二十六日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十三号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長 三五五・〇メートル

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和二年三月十七日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道 百二十五号 久喜市高柳字溜井二三七六番一地先から同市高柳字溜

井二九〇五番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和二年三月二十一日

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

路線名	東門前蓮田線
供用開始の区間	蓮田市大字馬込字十二番二六三四番 一地从り蓮田市大字馬込字十二番 二一四九番一地从りまで
供用開始の期日	令和二年三月十七日
備考	平成二十九年九月一日付け埼玉県杉戸 県土整備事務所長告示第十七号で告示 した道路予定区域の供用開始である。 延長 二三二・二六メートル

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年三月十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

令和二年三月二日

指令越建セ第〇一〇〇八一号

二 検査済証番号

令和二年三月十三日

越建セ第五〇一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字前須賀六百九十六番五、六百九十六番六、七百六番十六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市千代田三丁目二十一番二十三号 ヴィラ・ボンセジュール若葉二〇四号室

門井 敦弘

告 示

埼玉県教委告示第八号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和二年三月十七日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

一 日時

令和二年三月二十三日 午前九時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則について

ロ 埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する

訓令について

ハ 埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について

ニ 埼玉県いじめ問題調査審議会委員の任命について

ホ その他

告 示

埼玉県教委告示第九号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十五条第一項による届出があったので、公示する。

令和二年三月十七日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

一 廃止する技能教育のための施設の名称

イ 学校法人国際学園星槎川ロキヤンパス（埼玉県川口市栄町三丁目十九番地）

ロ 第一学院高等学校埼玉キャンパス（埼玉県さいたま市大宮区下町一丁目四十

二番地二NQビル）

二 廃止年月日

令和二年三月三十一日

告 示

埼玉県選管告示第十四号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和二年三月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 令和二年三月二十五日 午前十時三十分

二 場所 庁議室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ その他